

平成 30 年 9 月 14 日決定
令和元年 11 月 6 日改正
農業資材審議会農薬分科会

「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する農林水産大臣から農業資材審議会への意見聴取事項に関して、法第 7 条第 7 項（法第 34 条第 6 項で準用する場合を含む。）の変更の登録の際、意見聴取の対象から除外される「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」は、「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号）第 2 条の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）以降、以下のいずれにも該当しない場合を指すものとする。

- （1）「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」（法第 3 条第 2 項第 11 号）の変更である場合。
- （2）「適用病虫害の範囲、使用方法及び使用期限」（法第 3 条第 2 項第 3 号）又は「使用に際して講ずべき被害防止方法」（同項第 4 号）のいずれかの変更であって、①又は②に該当する場合。
 - ① 農薬使用者への影響評価において、農薬使用者暴露許容量が変更となる可能性がある場合、又は、当該農薬の使用方法における暴露量を推定するための新たな試験成績が提出されている場合。
 - ② 農薬の蜜蜂への影響評価について、新たな試験成績が提出された場合、又は、花粉・花蜜残留試験成績若しくは蜂群への影響試験成績を変更登録の評価に用いる場合。